

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和3年10月8日(金)  
開会 午前9時59分  
閉会 午前10時52分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 (委員長) 井上真砂美、(副委員長) 須藤智子  
(委員) 谷平敬子、大野慎治  
5 欠席委員 榊谷規子  
6 出席議員 伊藤隆信議長、鬼頭博和副議長、木村冬樹議員  
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤頭  
8 委員長あいさつ  
9 議長あいさつ  
10 協議事項

(1) 9月定例会の振返りについて

(①決算証書類審査の開始時刻及び日程について)

須藤副委員長：決算証書類審査2日目、3日目は午前9時開始であるが、初日開始時刻の午前10時に合わせてはどうか。

井上委員長：開始時刻や日程はこれまで議会運営委員会で決してきた。一旦会派に持ち帰って検討し開始時刻は改めて決することとする。また、今定例会において日程を常任委員会の間(厚生・文教常任委員会と財務常任委員会の間)としたがどうか。

各委員：「特に問題はなかった。」「本会議最終日の委員長報告に対する準備期間として適切な日程であった。」との意見有り。

(②財務常任委員会の日程について)

井上委員長：財務常任委員会を4日間予定していたが今年度は3日間で終了した。今回、連合審査会を開催することになり財務常任委員会の4日目に充てることができた。今後のことだが財務常任委員会開催期間を4日間とするか3日間とするかどちらが適切であるか意見はあるか。

大野委員：3日半費やすことが多く4日間は確保しないといけないのでは。

井上委員長：委員の意見を集約すると財務常任委員会は次年度も4日間確保するものとする。

(③執行機関の本会議の答弁と委員会の答弁で違いが見受けられたことについて)

木村議員：本会議議案質疑に対する執行機関答弁と委員会での同様の質疑に対する答弁で内容が違っていた。具体的には議案第74号の議案質疑での

建設部長答弁と委員会での答弁である。他に選別機の効果について本会議で質疑したものと委員会で質疑したものの答弁も違っていた。執行機関側の答弁なので議会側から申しあげることではないが気になった点である。

(④委員会審査でのマイクの入り切りについて)

井上委員長：発言者がマイクの入り切りを忘れることがある。発言終了後にマイクを切り忘れると余分な言葉が入ることがあるので各自注意されたい。

(⑤決算証書類審査の資料要求について)

議会事務局長：執行機関からの要望であるが決算証書類審査に対する資料要求の期限が2日目の午後5時であったことについて、事務処理が困難であるため期限の時刻を30分でも早めてほしいというものである。他に1点、今回の資料要求は、内容を担当課と調整のうえ要求するという決まりであったが、相談されずに資料要求があり担当課が困惑したという件があった。

大野委員：事前の打合せもなしに資料要求されれば、その資料の有無もあるだろうし執行機関も困ると思う。書類名も確認して要求するべきと思う。期限の時刻も30分早めるくらいなら1時間早めて午後4時でどうか。これで不都合があるならまた協議すれば良い。

井上委員長：決算証書類審査に係る資料要求の期限は、2日目の午後4時とする。資料要求の前に必ず担当課と調整するものとする。

(2) その他

(①請願の処理経過及び結果請求について)

井上委員長：本定例会において趣旨採択と決した請願があったが、今後のためにも採択（一部採択、趣旨採択を含む）と決する請願の取扱いについて決めたい。

大野委員：半年後に執行機関へ請願の処理経過や結果を確認する場を設けてはどうか。

須藤副委員長：これまで一部採択や趣旨採択に関してはなかった。

伊藤議長：一部採択や趣旨採択もこれまで行ってきたか。

大野委員：直近の議会基本条例推進協議会にて、採択（一部採択、趣旨採択を含む）と決した請願は、その後の経過や結果を執行機関に確認するものと全議員一致で方向性が決まり、最終の決定は議会運営委員会と決まった。

鬼頭副議長（議会基本条例推進協議会会長）：そのとおりである。

井上委員長：今回の請願は趣旨採択と決したところであるが、趣旨は賛同するとして決したところであるが...

木村議員：個別の案件は置いておいて、執行機関に現状このように考えているという考えを聞くだけの場と考える。請願事項の解決を求めるものでは

ない。趣旨採択は実現困難として決するものだから、その時々現状を執行機関に尋ねる形になると考える。

井上委員長：それでは議会基本条例推進協議会で協議したことを議会運営委員会において決するものとする。付託された常任委員会においてその後の経過処理や結果を求めることとなるのでお願いします。

大野委員（厚生・文教常任委員会委員長）：半年後の3月に行う。

（②新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応マニュアルについて）

井上委員長：議会基本条例推進協議会にて岩倉市議会BCPの別添とすることで方向付けされたと思うがどうか。

各委員：異議なし。

井上委員長：岩倉市議会BCPの最終頁に付けるものとする。

（③会派室及び正副議長室に設置されたパソコンの使用に係る申し合わせ事項について）

井上委員長：議会基本条例推進協議会にて協議された資料のとおり決するものとする。

（④LINE WORKSの導入について）

井上委員長：お集まりの委員に関しては議会運営委員会終了後に実際に使用される端末で参加の手続きをいただき、その他の議員は次回の議会基本条例推進協議会にて参加手続きをいただくものとする。

（⑤議会図書について）

議会事務局長：議会図書に係る予算をいただいて図書室に毎年配架しているところである。特に備品として購入する図書についても予算を認めていただいているので、議員の皆様からも議会図書としてふさわしい図書の紹介をいただきたい。

（⑥市議会サポーターの声の回答について）

鬼頭副議長（議会基本条例推進協議会会長）：質問1番は過去に政策提言したということと先の財務常任委員会決算審査の際の執行機関答弁を基に回答を作成する。

大野委員：質問2番は現地を確認しているがわからない。

井上委員長：ふれあいトーク前に質問者に尋ねたうえで回答を作成するものとする。

12その他

次回、10月20日開催の全員協議会又は議会基本条例推進協議会終了後